# 「医薬品副作用被害救済制度に関する認知度調査」 調査報告書 <<医療関係者>>

平成25年度調査分

**1** 独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部

## 目次

調査概要	P3
対象者のプロフィール	P4
Summary	P5
詳細内容	P10
1 健康被害救済制度 認知率	P11
2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知	P19
3 医薬品副作用被害救済制度 運営主体について	P26
4 医薬品副作用被害救済制度 認知経路	P27
5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人	P28
6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所	P29
7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて	P30
8 広告の認知率	P31
9 広告の接触媒体	P32
10 テレビCMの認知率	P33
11 テレビCMの評価	P34
12 ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」の認知率	P35
13 ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」の評価	P36
14 医薬品副作用被害救済制度一般国民への有効な周知方法〈自由記述〉	P37
15 広告の評価	P38
16 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか	P40
17 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由	P41
18 医薬品副作用被害救済制度 情報入手経路	P43
19 普段読んでいる医療関係専門誌 <自由記述>	P44
20 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法〈自由記述〉	P45
21 医療安全管理者担当経験の有無	P46
22 医薬品安全管理者担当経験の有無	P48
付録:調査票	P50

#### 調査概要

・調査目的 医薬品副作用被害救済制度の浸透度を把握し、今後の基礎資料とする

・調査対象 次の職業に就いている者: 医師・薬剤師・看護師・歯科医師

·調査地域 全国

調査方法 インターネット調査

·調査時期 平成25年度調査 平成26年1月27日(月)~2月13日(木)

平成24年度調査 平成25年3月19日(火)~4月12日(金)

・有効回答数 平成25年度調査:3,640サンプル

平成24年度調査:3,557サンプル

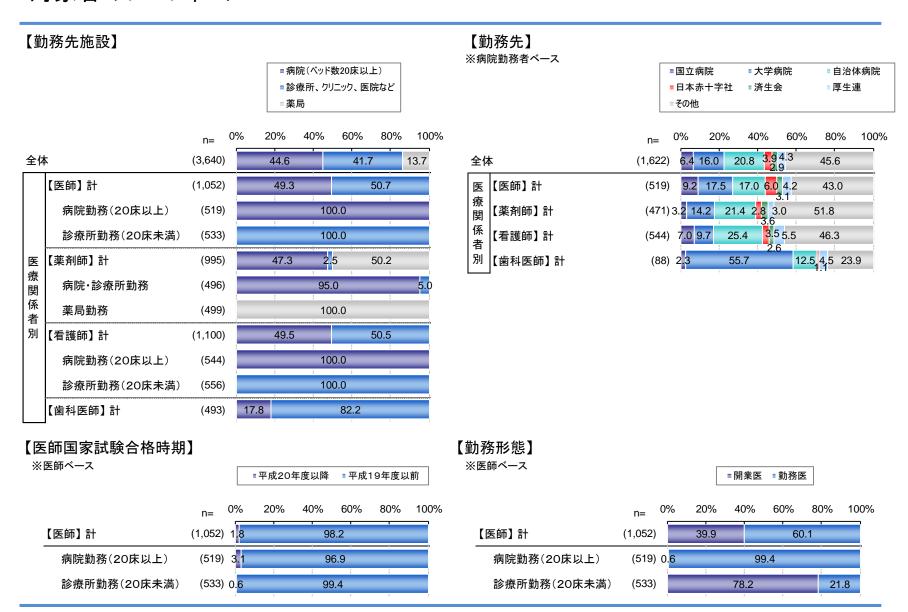
亚成25年度 亚成24年度

	平成20年度	干风24干及
【医師】病院勤務(20床以上)	519	532
【医師】診療所勤務(20床未満)	533	538
【薬剤師】病院・診療所勤務	496	511
【薬剤師】薬局勤務	499	562
【看護師】病院勤務(20床以上)	544	573
【看護師】診療所勤務(20床未満)	556	537
【歯科医師】病院・診療所勤務 計	493	304
全体	3,640	3,557
·		

(人) (人)

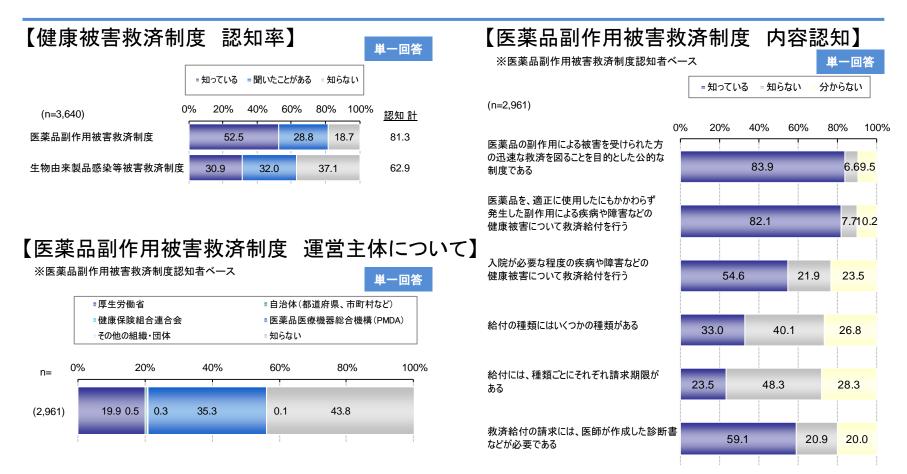
・調査実施機関・株式会社インテージ

### 対象者のプロフィール



Summary

#### Summary (その1)



- ・「医薬品副作用被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は81%。うち、「知っている」の回答は53%。
- 「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は63%。
- ・運営主体は、医薬品副作用被害救済制度認知者の35%が「医薬品医療機器総合機構」と回答。「厚生労働省」が20%。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」の内容の認知率を見ると、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である」、「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う」の2項目が8割強と圧倒的に高い。

#### 【新聞広告、看板、ポスター 認知率】 単一回答

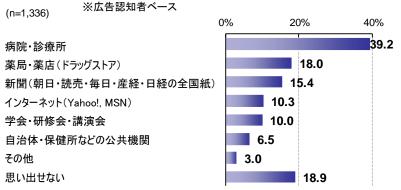






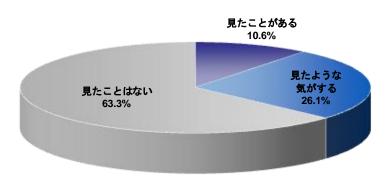
## 【広告 接触媒体】

複数回答



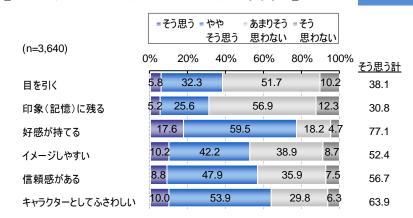
#### 見たことがある十見たような気がする計 37%

(n=3,640)



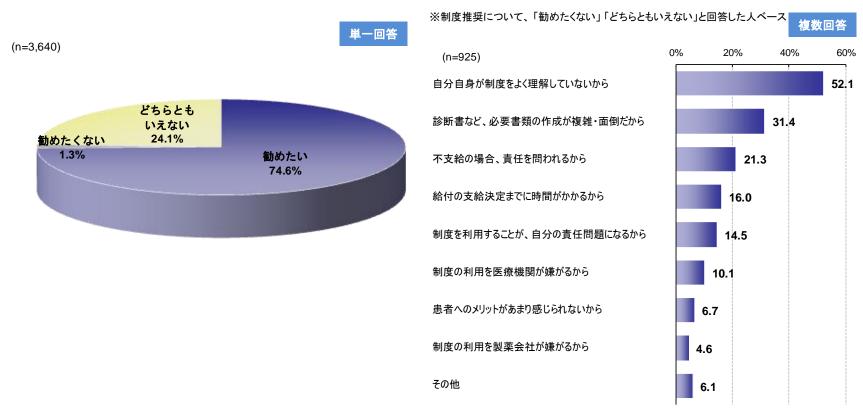
### 【キャラクター(ドクトルQ)の評価】

単一回答



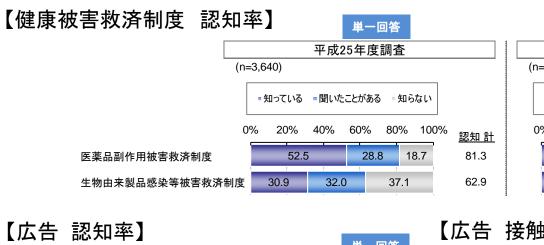
- ・新聞広告、看板、ポスターの認知率(見たことがある+見たような気がする)は37%。
- ・広告認知者の主な接触媒体は、「病院・診療所」39%、「薬局・薬店(ドラッグストア)」18%、「新聞(朝日・読売・毎日・産経・日経の全国紙 ) 115%
- ・『ドクトルQ』について最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は、「好感が持てる」77%。以下、「キャラクターとしてふさわしい」64% 、「信頼感がある」57%の順。

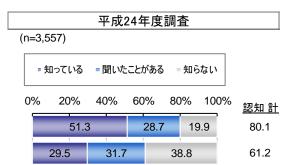
#### 【医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか】【医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由】



- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについて、75%が「勧めたい」と回答。「勧めたくない」は1%。H24との差はほとんど 見られない。
- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は「自分自身が制度をよく理解していないから」52%、「診断書など、必要 書類の作成が複雑・面倒(そう)だから131%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)121%。

#### Summary (その4) 《参考 両年度比較》



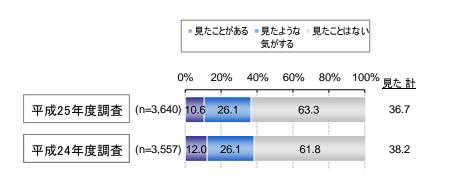


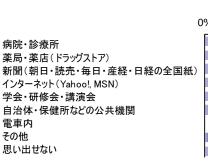
単一回答

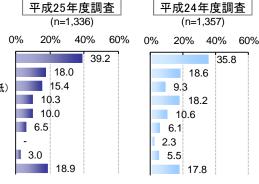
### 【広告 接触媒体】

※医薬品副作用被害救済制度認知者ベース

複数回答







※「電車内」は平成25年度調査では非聴取項目

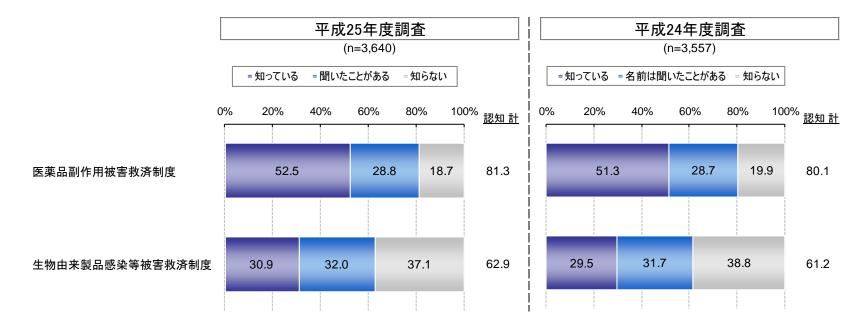
- ・「医薬品副作用被害救済制度」と「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は、どちらもH24とほぼ 横ばいである。
- ・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)もほぼ横ばいである。
- ・広告接触媒体については「病院・診療所」、「薬局・薬店(ドラッグストア)」など、それぞれの勤務先が中心となっている。
- •H24と比べ、「インターネット」での接触が減り「新聞」での接触が増加した。

詳細内容

【H25\*/H24\*】Q2/Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【H25/H24】Q3/Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

H25\* = 平成25年度 H24\* = 平成24年度

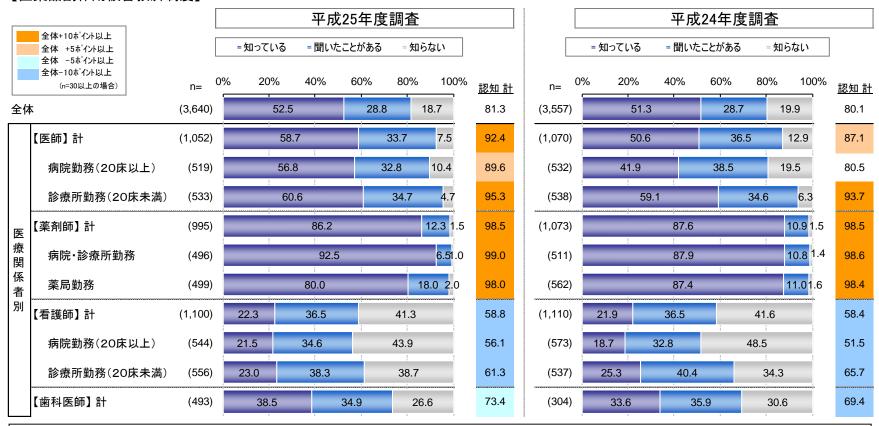


- 「医薬品副作用被害救済制度」の認知率(知っている+聞いたことがある)は81%。「知っている」が過半数を占めた。
- ・「生物由来製品感染等被害救済制度」の認知率は63%で、H24と同様、「医薬品副作用被害救済制度」よりも低い結果となっている。
- ・いずれの制度とも、認知率はH24とほぼ横ばいである。

### 1 健康被害救済制度 - 医薬品副作用被害救済制度 認知率

【H25\*/H24\*】Q2/Q1 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

#### 【医薬品副作用被害救済制度】



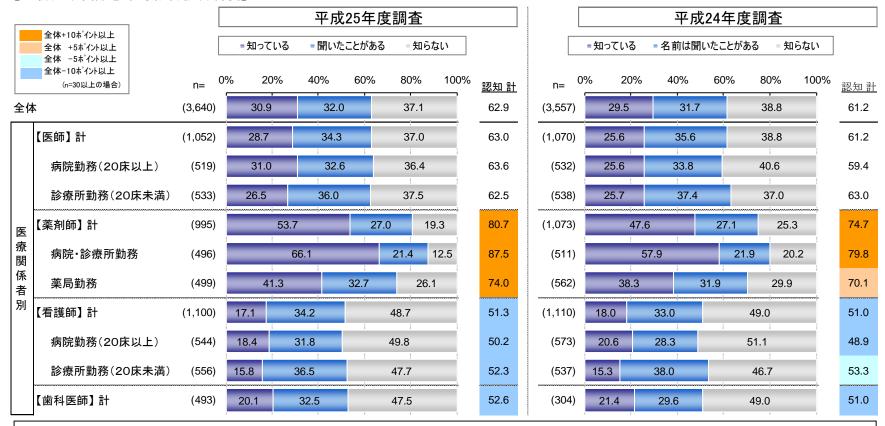
- ・医師における認知率(知っている+聞いたことがある)は9割強と高く、H24に比べ「知っている」との回答は8.1ポイント増加した。また、診療所勤務の医師のほうが病院勤務の医師の認知率を上回っている。
- ・薬剤師では、「知っている」が9割近くあり、認知率は、ほぼ全数に達する。
- ・看護師の認知率は59%で、職種別では最も低い。
- ・H24と比較して歯科医師の「知っている」との回答が4.9ポイント高くなっている。

### 1 健康被害救済制度一生物由来製品感染等被害救済制度 認知率



【H25/H24】Q3/Q2 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

#### 【生物由来製品感染等被害救済制度】



- 医師の認知率(知っている+聞いたことがある)は63%。
- ・薬剤師の認知率は81%で、医師よりも高い。H24と同様、病院・診療所勤務のほうが、薬局勤務よりも「知っている」が高い。
- ・看護師の認知率は51%と横ばいだった。
- ・歯科医師の認知率も53%で、H24とほぼ横ばいである。

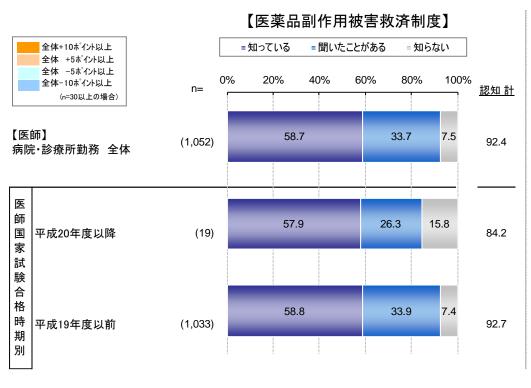
### 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率



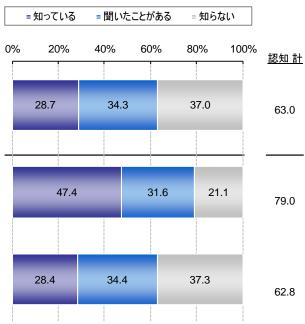
【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【H25】Q3 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。

#### 【医師】



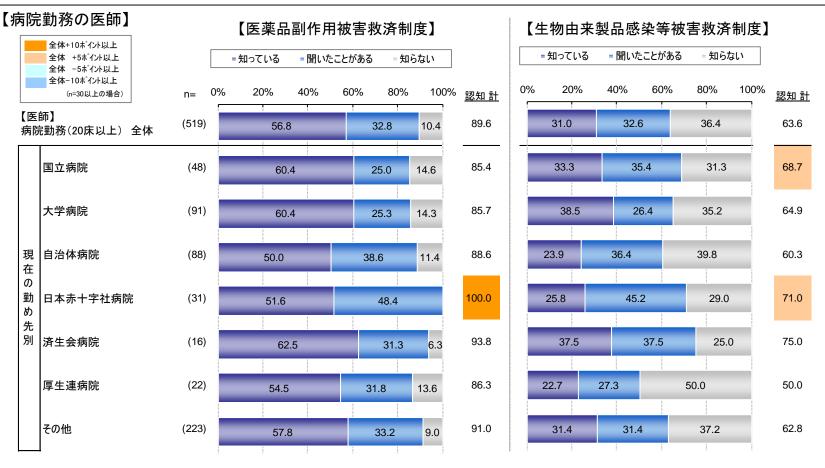
#### 【生物由来製品感染等被害救済制度】



### 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

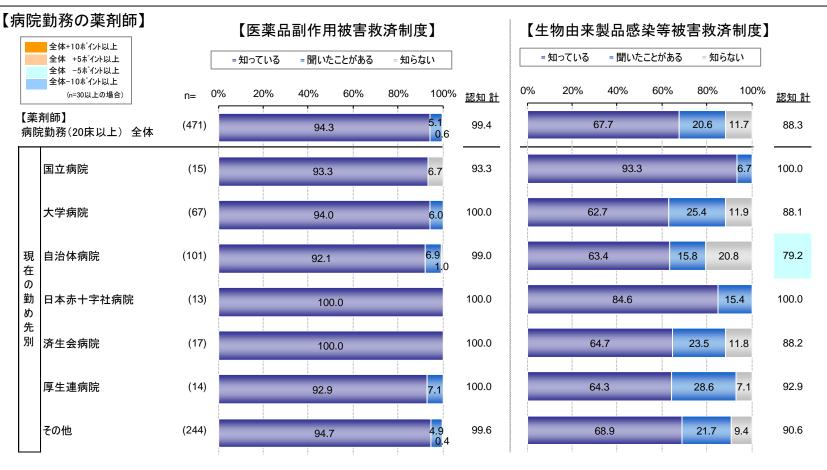
【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。



### 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

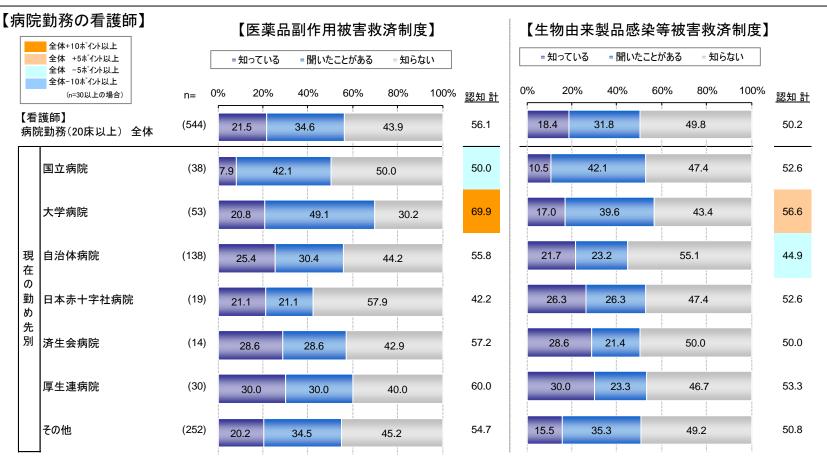
【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。



### 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

単一回答

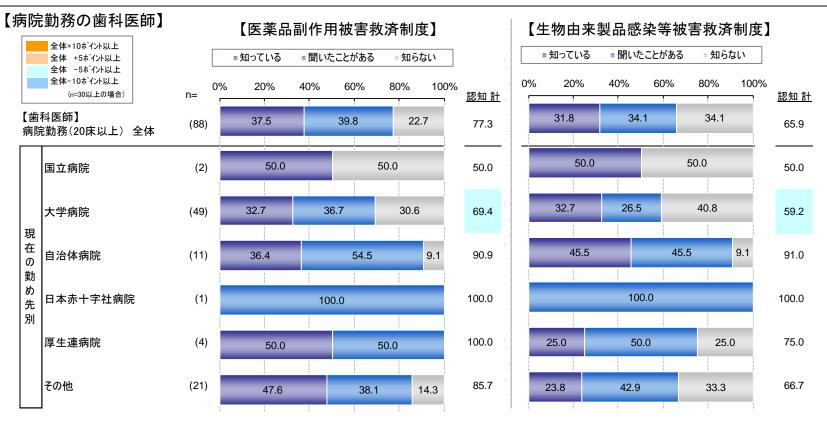
【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。



### 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

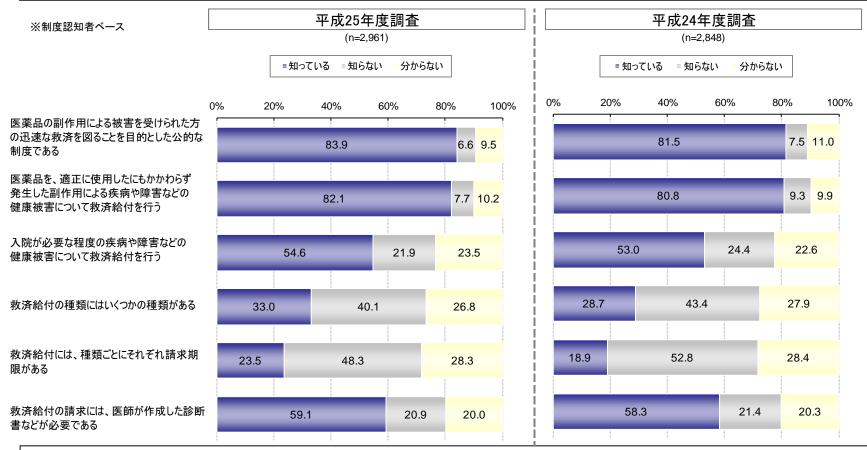


【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。



#### 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知(その1)

【H25/H24】 Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。



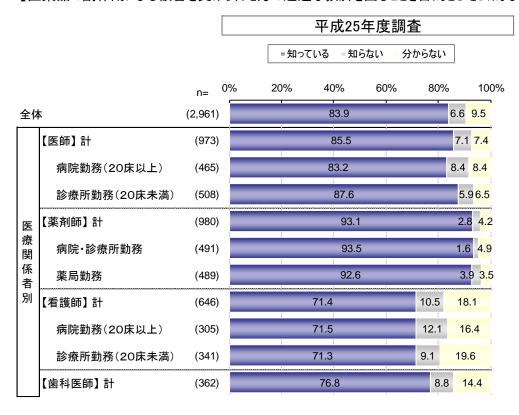
- ・「 医薬品副作用被害救済制度」の主な認知内容は、「医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした 公的 な制度である」「医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を 行う」の2項目の認知率が8割強と高く、一方、「救済給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある」が24%と最も低い。H24と同様の傾 向である。
- ・どの項目もH24とくらべ認知率(知っている)はやや高くなっている。

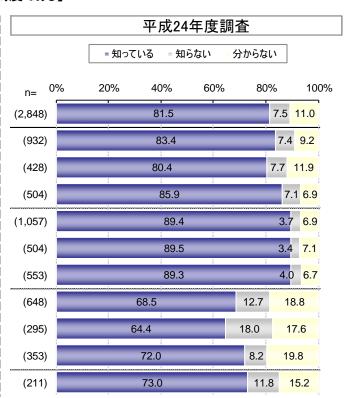


【H25/H24】 Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である】





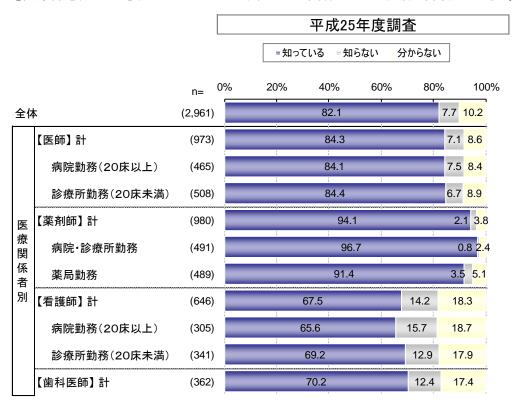
- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師93%、医師86%、歯科医師77%、看護師71%である。
- ・H24との比較では、いずれの職種でもやや高い結果となっている。

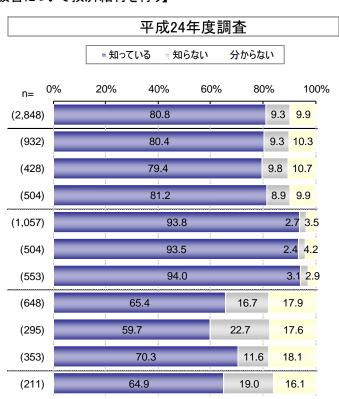


【H25/H24】Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

【医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】





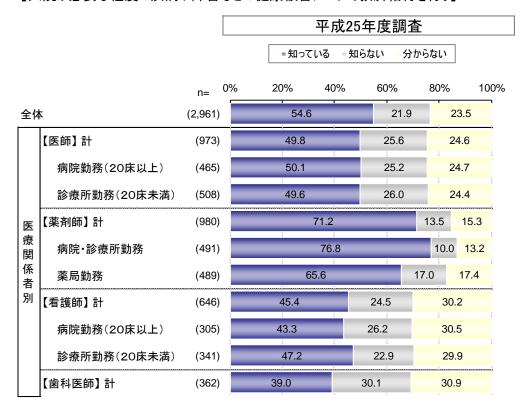
- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師94%、医師84%、歯科医師70%、看護師68%。
- ・H24との比較では、いずれの職種でもやや高い結果となっている。

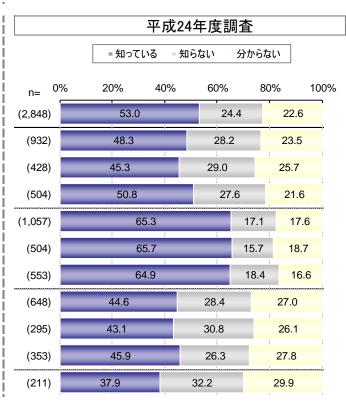


【H25/H24】 Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

#### 【入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う】





- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師71%、医師50%、看護師45%、歯科医師39%である。
- ・H24との比較では、いずれの職種でもやや高い結果となっている。

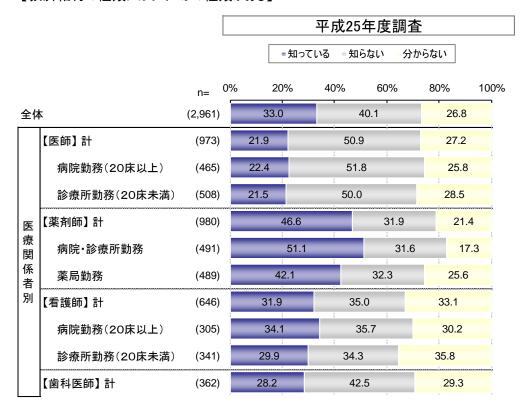
### 2 医薬品副作用被害救済制度 内容認知(その5)

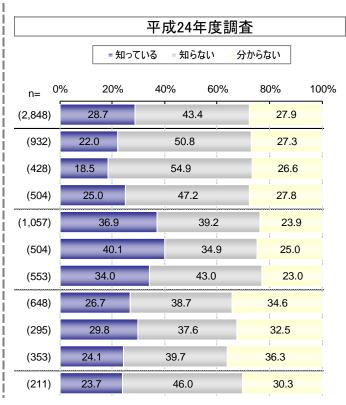


【H25/H24】Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

#### 【救済給付の種類にはいくつかの種類がある】





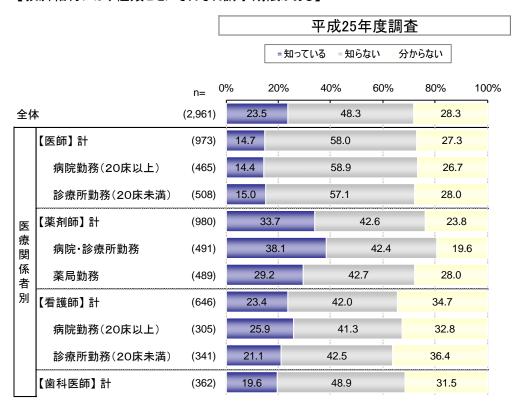
- 認知率(知っている)は高い順に薬剤師47%、看護師32%、歯科医師28%、医師22%である。
- ・H24と比較し、薬剤師、看護師、歯科医師では高く、医師ではほぼ横ばいとなっている。

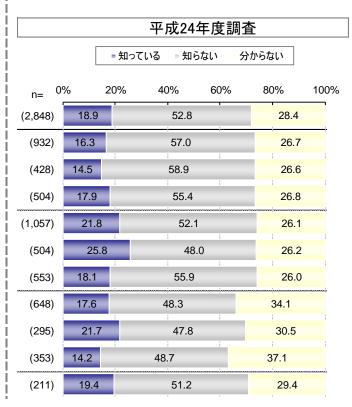


【H25/H24】 Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

#### 【救済給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある】





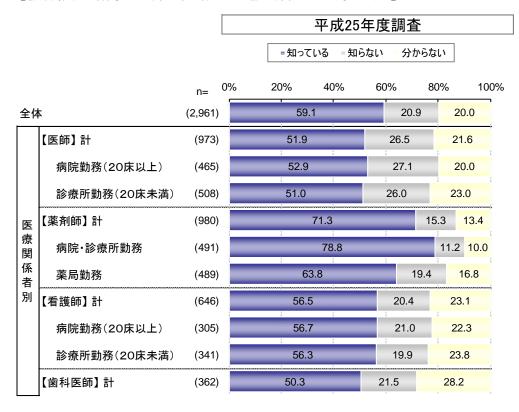
- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師34%、看護師23%、歯科医師20%、医師15%である。
- ・H24と比較し、薬剤師と看護師では高く、その他の業種ではほぼ横ばいとなっている。

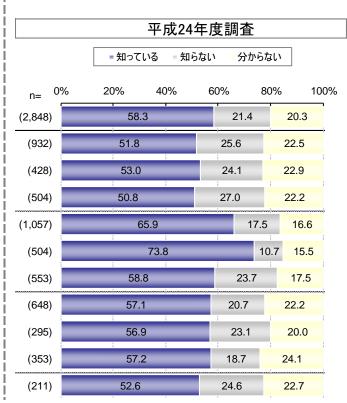


【H25/H24】Q4/Q3「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものをひとつお選びください。

※制度認知者ベース

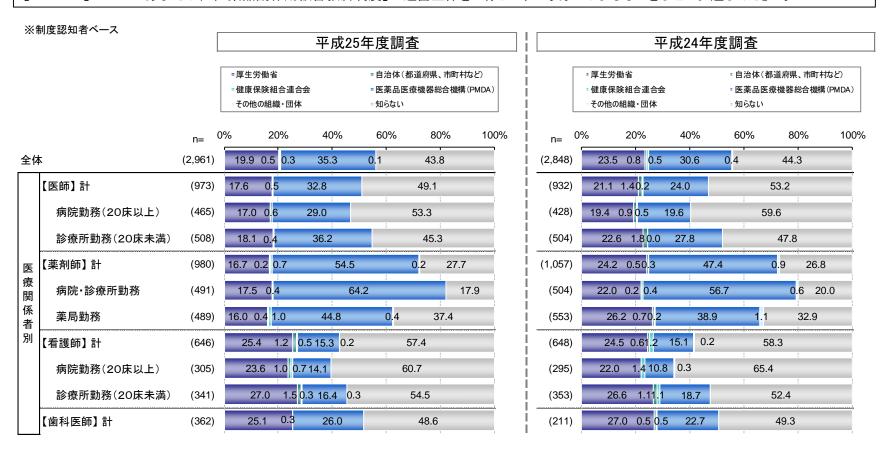
#### 【救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である】





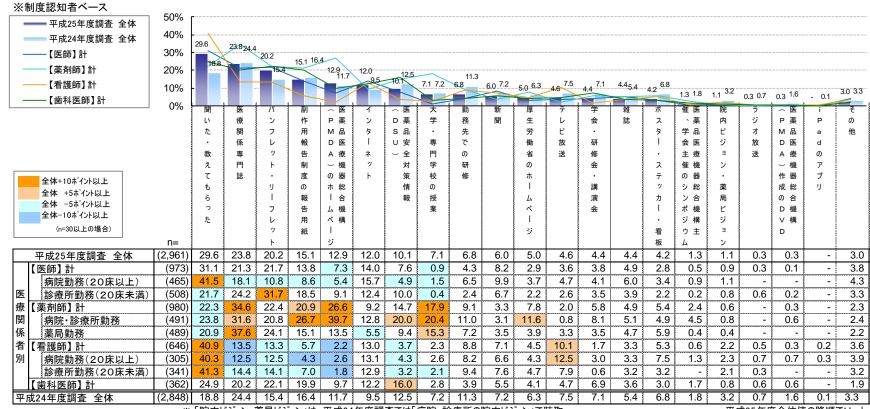
- ・認知率(知っている)は高い順に薬剤師71%、看護師57%、医師52%、歯科医師50%である。
- ・病院・診療所勤務の薬剤師の認知率は79%で特に高い。

【H25/H24】 Q5/Q4 あなたは、「医薬品副作用被害救済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものをひとつお選びください。



- ・医薬品副作用被害救済制度認知者に運営主体について尋ね、「医薬品医療機器総合機構」と正しく回答できたのは35%。 【医療関係者別】
- ・病院・診療所勤務の薬剤師で正答率64%、続いて薬局勤務の薬剤師45%、診療所勤務の医師36%の順である。
- ・H24と比較し、「診療所勤務の看護師」を除くすべての職種で高い結果となっている。

【H25/H24】 Q6/Q5 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何から)知りましたか。または、どのようにして(何から)聞きましたか。あてはまるものをすべてお選びください。



※「院内ビジョン・薬局ビジョン」は、平成24年度調査では「病院・診療所の院内ビジョン」で聴取

平成25年度全体値の降順でソート

※「PMDA主催・学会主催のシンポジウム」は、平成24年度調査では「PMDA主催のシンポジウム」で聴取

・認知経路は、「聞いた/教えてもらった」が30%と最も高く、昨年度と比較し10ポイント以上高くなっている。「パンフレット・リーフレット」20%も高くなっている。

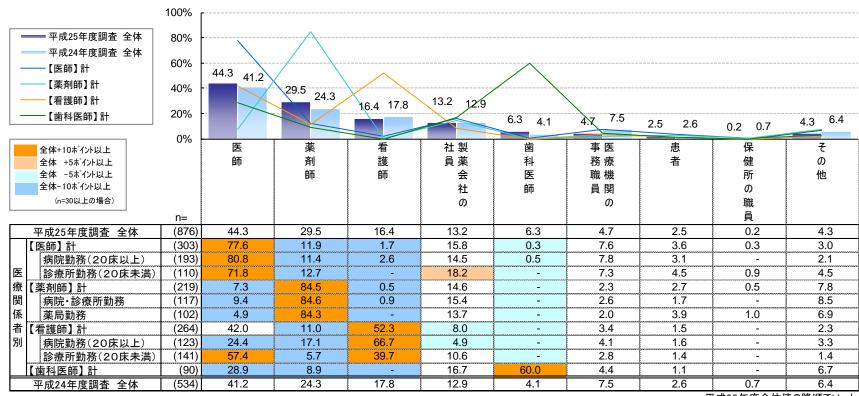
#### 【医療関係者別】

・薬剤師では、「医療関連専門誌」、「PMDAのホームページ」、「大学・専門学校の授業」が全体と比べて10ポイント以上高い経路だった。

### 5 医薬品副作用被害救済制度 教えてもらった人

【H25/H24】 Q7/Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

\*「人から聞いた/教えてもらった」回答者ベース



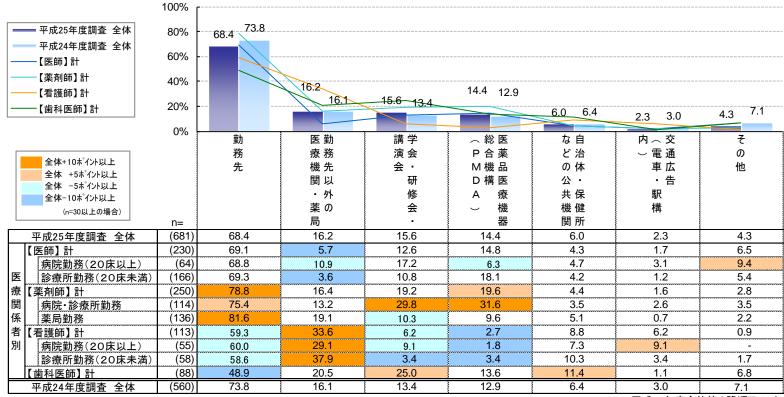
平成25年度全体値の降順でソート

- ・「人から聞いた/教えてもらった」という全回答の中で、44%が「医師」からと回答している。 【医療関係者別】
  - ・同職種間のクチコミが圧倒的に高くなっている。
- ・診療所勤務の看護師は、病院勤務の看護師に比べ「医師」経由が高い。

#### 6 医薬品副作用被害救済制度 パンフレット・ポスター等接触場所

【H25/H24】 Q8/Q7 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」のパンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板をどこで見たり、入手したりしましたか。 あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。

\* パンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板による認知者ベース



平成25年度全体値の降順でソート

・認知経路「パンフレット・リーフレット」、「ポスター・ステッカー」と回答した人に具体的な接触場所を尋ねたところ、「勤務先」が7割弱で突出している。

#### 【医療関係者別】

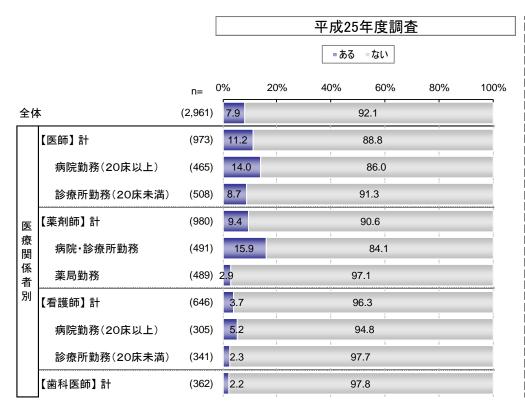
- ・病院・診療所勤務の薬剤師は、75%が「勤務先」と回答。「学会・研修会・講演会」、「PMDA」は3割程度と比較的高い。
- ・看護師は「勤務先以外の医療機関・薬局」での接触が34%と比較的高い。

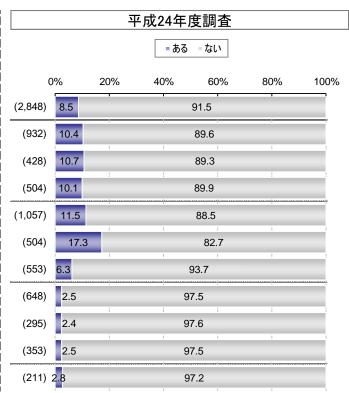
### 7 医薬品副作用被害救済制度との関わりについて



【H25/H24】 Q9/Q8 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。

#### ※制度認知者ベース



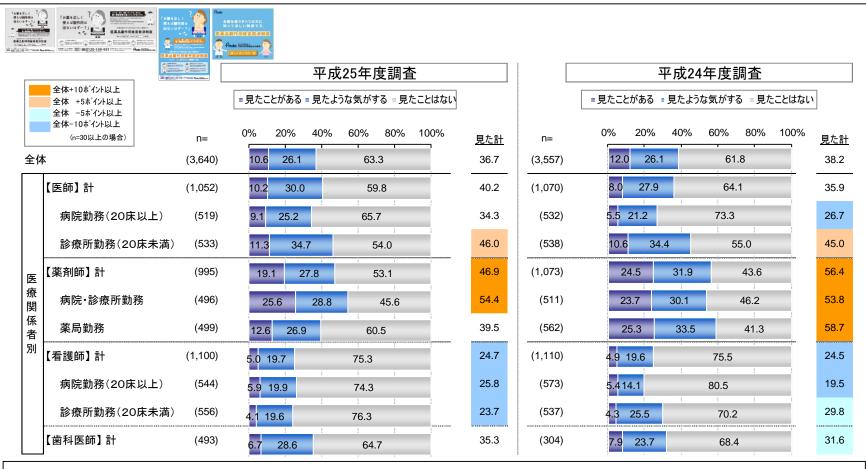


・「医薬品副作用被害救済制度」に関わったことが「ある」との回答は8%。 【医療関係者別】

・薬剤師の病院・診療所勤務と医師の病院勤務では「関わったことがある」が比較的高い。

【H25】 Q10 以下の広告(新聞広告、ポスター、バナー)をご覧になってからお答えください。あなたは、これまでにこれらの広告をひとつでも見たことがありましたか。

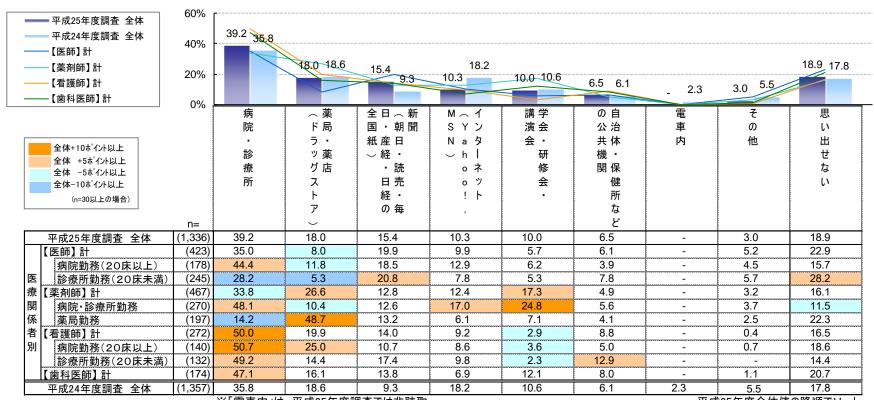
【H24】 Q9 画像(新聞広告、看板、ポスター)をご覧になってからお答えください。あなたは、これまでにこれらの画像をひとつでも見たことがありましたか。



- ・広告の認知率(見たことがある+見たような気がする)は37%。
- 【医療関係者別】
- •薬剤師で認知率が最も高く47%。

【H25/H24】 Q11/Q10 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものをすべてお選びください。

#### ※広告認知者ベース



※「電車内」は、平成25年度調査では非聴取

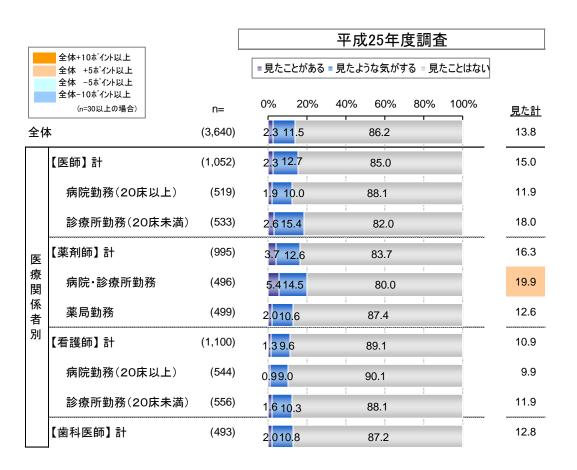
平成25年度全体値の降順でソート

・広告に接触した主な場所は、高い順に「病院・診療所」39%、「薬局・薬店(ドラッグストア)」18%、「新聞(朝日・読売・毎日・産経・日経・ 全国紙)」15%。

#### 【医療関係者別】

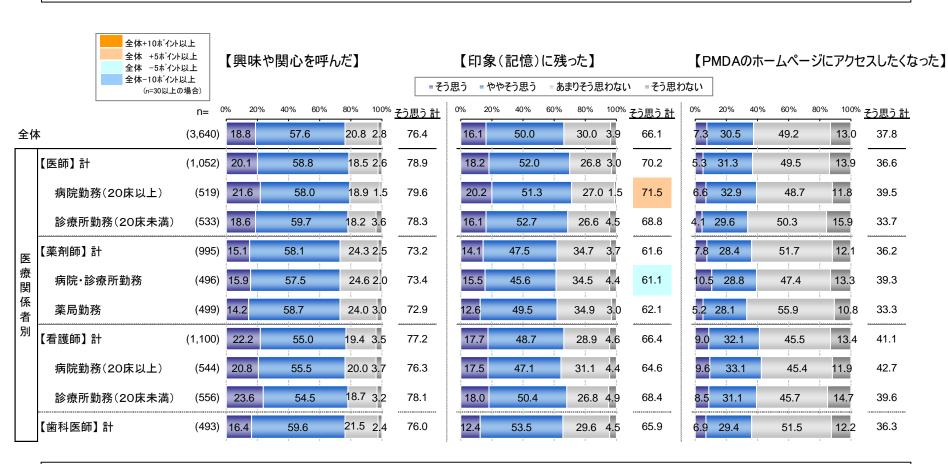
・看護師と歯科医師は「病院・診療所」が特徴的に高い。

【H25】Q12 あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。



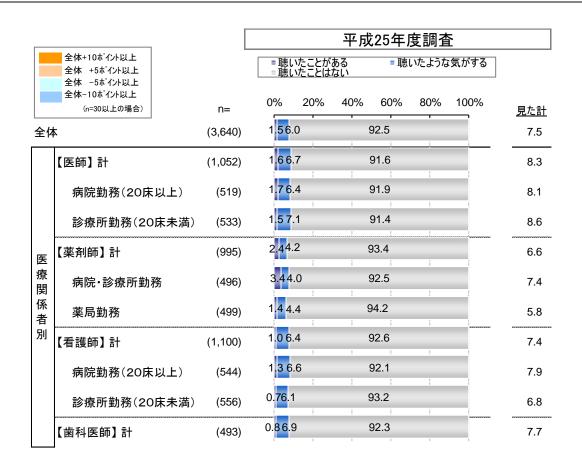
- ・テレビCMの認知率(見たことがある+見たような気がする)は14%。 【医療関係者別】
  - ・病院・診療所勤務の薬剤師で認知率が最も高く20%。

【H25】Q13 CMをご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。



・テレビCMについて、最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は、「興味や関心を呼んだ」76%であった。「PMDAのホームページにアクセスしたくなった」は38%に留まった。

【H25】 Q14 あなたは、ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」を聴いたことはありますか。(ラジオNIKKEIのサイトからのオンデマンド配信も含む)



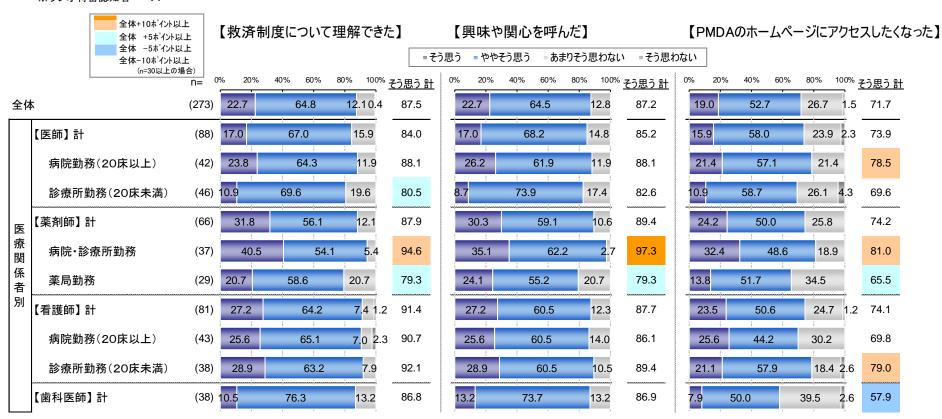
- ・ラジオNIKKEI特別番組の認知率(聴いたことがある+聴いたような気がする)は8%。 【医療関係者別】
  - ・医療関係者別では、認知率に大きな差はない。

### 13 ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」の評価



【H25】Q15 ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」を聴いた感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。

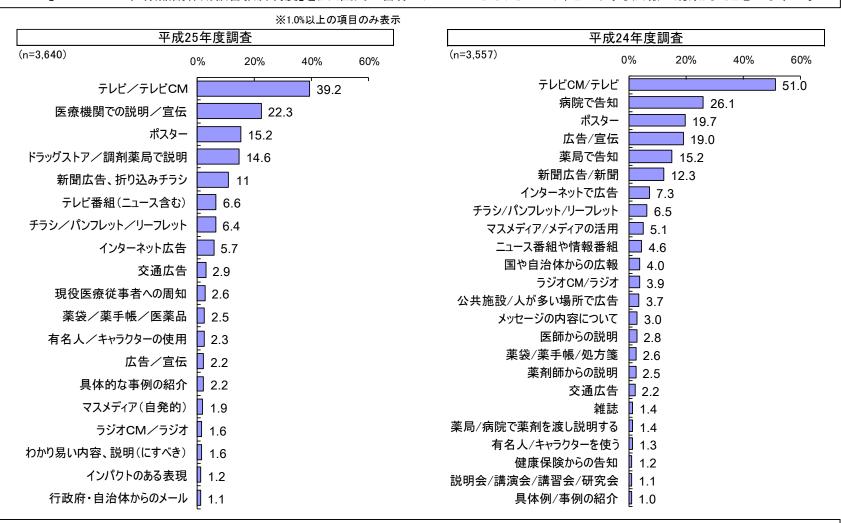
※ラジオ特番認知者ベース



・ラジオNIKKEI特別番組について、最も評価された(そう思う+ややそう思う)項目は、「救済制度について理解できた」88%で、「興味や関心を呼んだ」も87%と高い。

# 14 医薬品副作用被害救済制度 一般国民への有効な周知方法 <自由記述>

【H25/H24】 Q16/Q11「医薬品副作用被害救済制度」を広く国民の皆様に知っていただくためには、どのような広報が効果的だと思いますか。

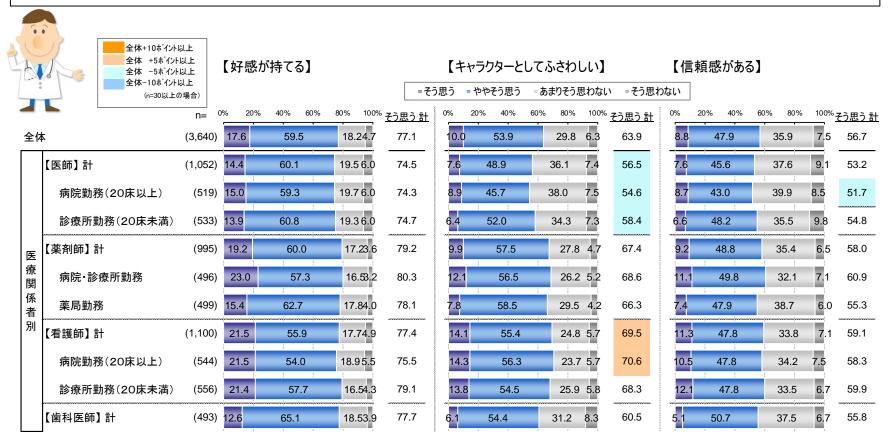


<sup>・「</sup>医薬品副作用被害救済制度」の一般国民への有効な周知方法を聞いた結果、「テレビ/テレビCM」が39%と最も多かった。

<sup>・</sup>次いで、「医療機関での説明/宣伝」22%、「ポスター」15%の順であった。



【H25/H24】Q17/Q12 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

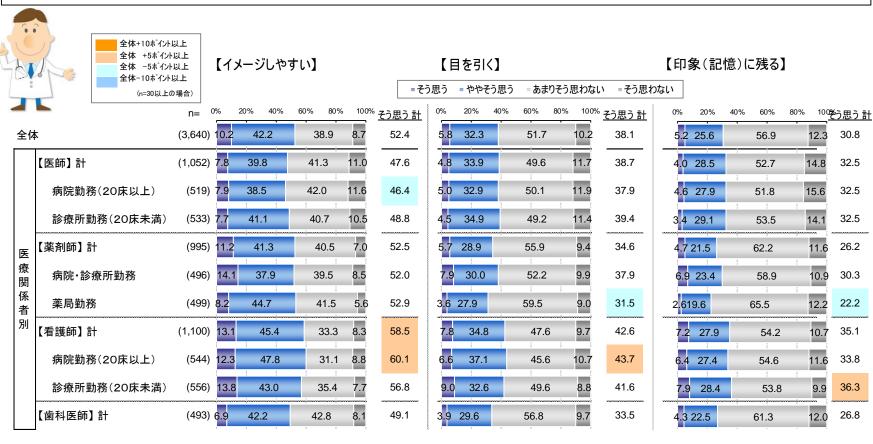


- ・キャラクターの評価された(そう思う+ややそう思う)項目のトップ3は、「好感が持てる」77%、「キャラクターとしてふさわしい」64%、「信頼感がある」57%であった。
- ・一方、「目を引く」38%、「印象(記憶)に残る」31%の2つは50%を下回っている。

# 15 広告の評価 (その2)



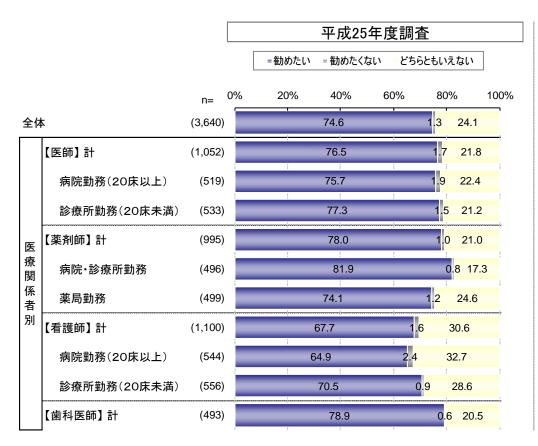
【H25/H24】Q17/Q12 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものをひとつお選びください。

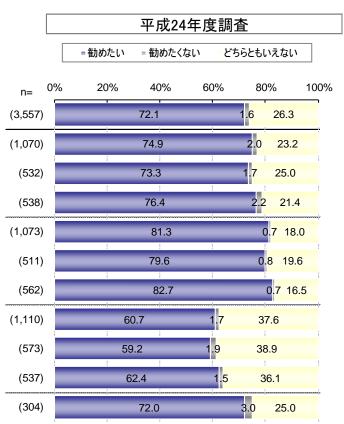


## 16 医薬品副作用被害救済制度を勧めたいか



【H25/H24】 Q18/Q15 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による入院が必要な程度の健康被害を受けた 方に対し「医薬品副作用被害救済制度」の利用を勧めたいと思いますか。



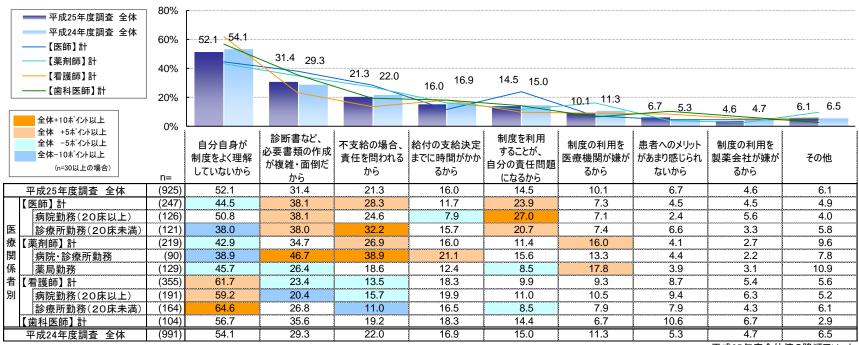


- ・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたいかについては、「勧めたい」と回答が75%。「勧めたくない」は1%。 【医療関係者別】
  - ・H24と比べて、全体的に「勧めたい」との回答が上回っている。

## 17 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由

【H25/H24】Q19/Q16 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。

※医薬品副作用被害救済制度を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース



平成25年度全体値の降順でソート

・「医薬品副作用被害救済制度」を患者に勧めたくない主な理由は、「自分自身が制度をよく理解していないから」52%。続いて、「診断書など、必要書類が複雑・面倒(そう)だから」31%、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」21%である。

## 【医療関係者別】

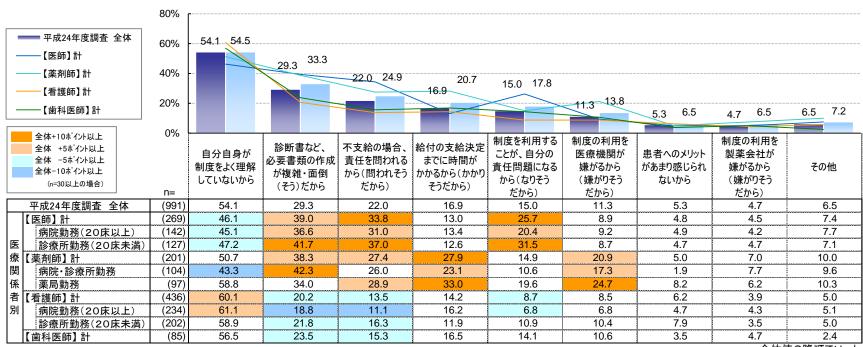
- ・医師は「診断書など必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから」、「不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)」、「制度 を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから)」が比較的高い。
- 看護師は「自分自身が制度をよく理解していないから」が高い。

# 17 医薬品副作用被害救済制度 勧めたくない理由(平成24年度調査)



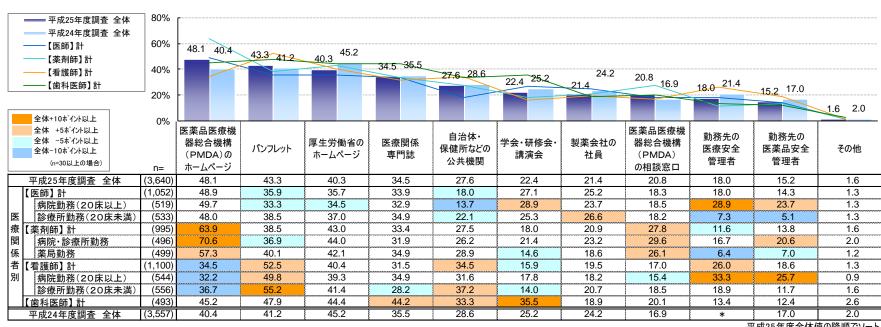
【H24】Q16 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのような理由からですか。あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。

※医薬品副作用被害救済制度を「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答した人ベース



全体値の降順でソート

【H25/H24】 Q20/Q17 あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について詳細な情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報 が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものをすべてお選びください。



平成25年度全体値の降順でソート

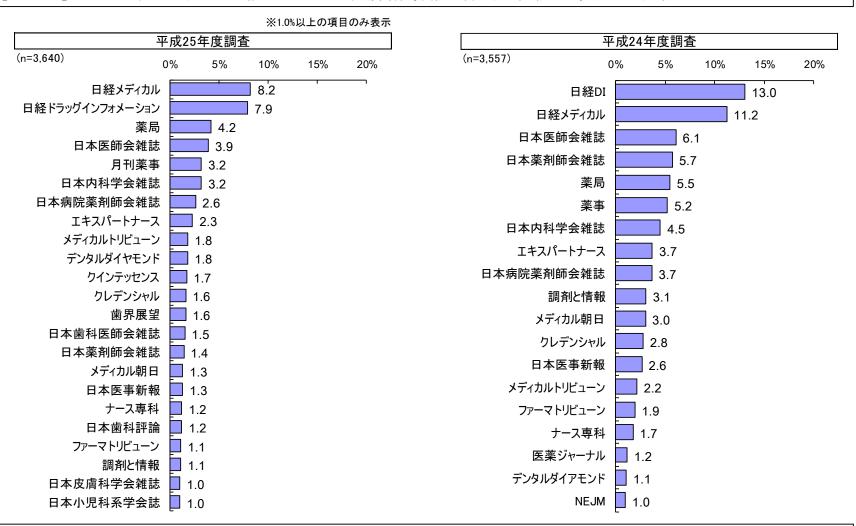
・望ましい情報入手経路は、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ」48%がトップ、続けて「パンフレット」43%、「厚生労働 省のホームページ 140%。

## 【医療関係者別】

- ・薬剤師は「医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ」に加え、「医薬品医療機器総合機構(PMDA)の相談窓口」が他の職種 に比べて高くなっている。
- ・看護師では「パンフレット」、「自治体・保健所などの公共機関」、「勤務先の医療安全管理者」が他の職種に比べて高くなっている。
- ・歯科医師では「学会・研修会・講習会」、「医療関係専門誌」、「自治体・保健所などの公共機関」が他の職種に比べて高くなっている。

# 19 普段読んでいる医療関係専門誌 <自由記述>

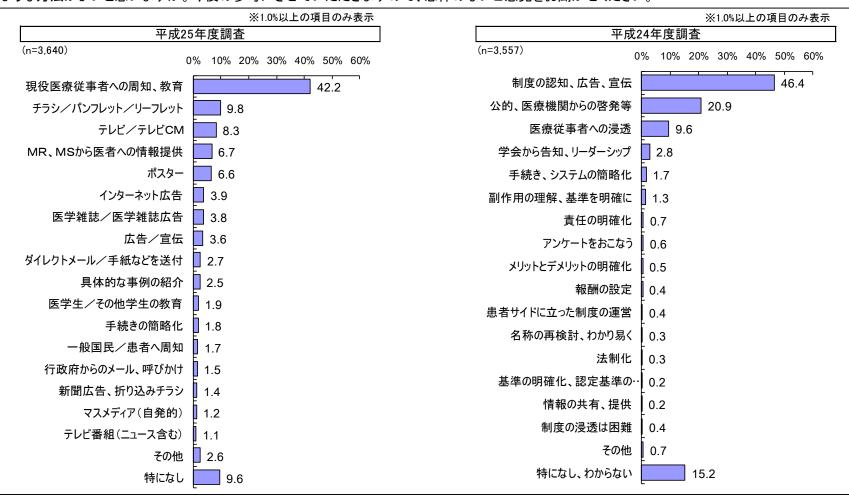
【H25/H24】 Q21/Q18あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。



・普段読んでいる医療関係専門誌に関しては、「日経メディカル」8%と「日経DI(ドラッグインフォメーション)」8%が同率で最も高い。

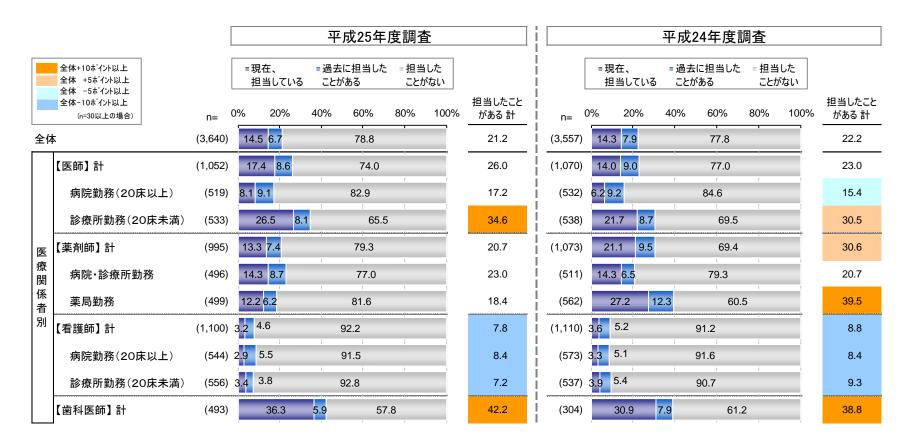
## 20 医薬品副作用被害救済制度 有効な周知方法 <自由記述>

【H25/H24】Q22/Q19「医薬品副作用被害救済制度」をより多くの医療関係者の皆様に知っていただき、利用のご協力をいただくためには、どのような方法がよいと思いますか。今後の参考にさせていただきますので、忌憚のないご意見をお聞かせください。



<sup>・「</sup>医薬品副作用被害救済制度」の医療関係者への有効な周知方法を聞いた結果、「現役医療従事者への周知、教育」42%が圧倒的に多かった。次いで、「チラシ/パンフレット/リーフレット」が10%、「テレビ/テレビCM」8%の順であった。

【H25/H24】 Q23/Q20 あなたは、お勤め先で「医療安全管理者」を担当されたことはありますか。



- ・「医療安全管理者」の担当状況について、「現在、担当している」との回答は15%。
- ・「過去に担当したことがある」を合わせた担当経験者は21%。H24との差はほとんど見られない。 【医療関係者別】
- ・歯科医師の担当経験は、他職種より高い。

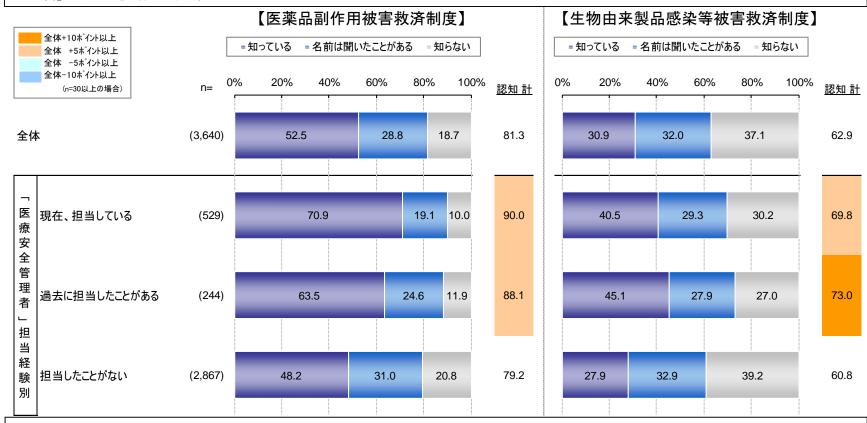
# 21 医療安全管理者担当経験の有無別健康被害救済制度



## 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【H25】Q3 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。



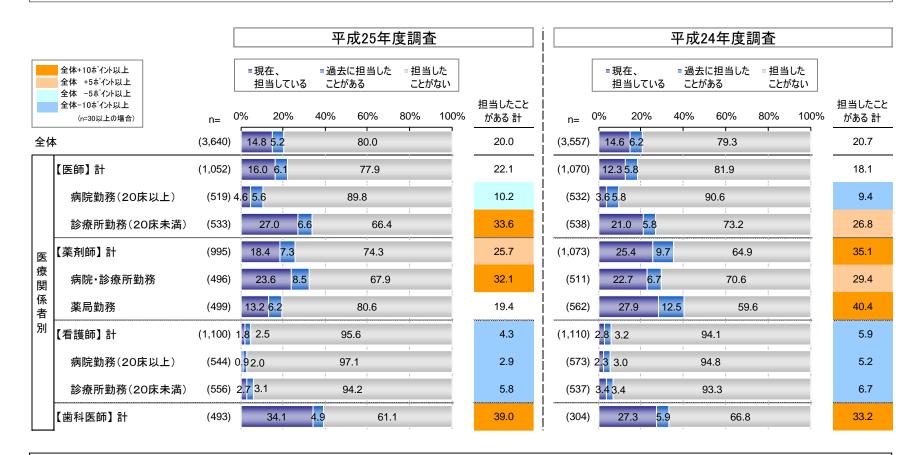
## 【医薬品副作用被害救済制度:担当経験別】

・「現在、担当している」で、認知率(知っている+名前は聞いたことがある)が最も高く90%。

【生物由来製品感染等被害救済制度担当経験別】

•「過去に担当したことがある」で、認知率が最も高く73%。

【H25/H24】 Q24/Q21 あなたは、お勤め先で「医薬品安全管理者」を担当されたことはありますか。



- ・「医薬品安全管理者」の担当状況について、「現在、担当している」との回答は15%。
- ・「過去に担当したことがある」を合わせた担当経験者は20%。「医療安全管理者」の担当状況との差はあまり見られない。 【医療関係者別】
- ・薬剤師、歯科医師の担当経験が他の職種より高い。

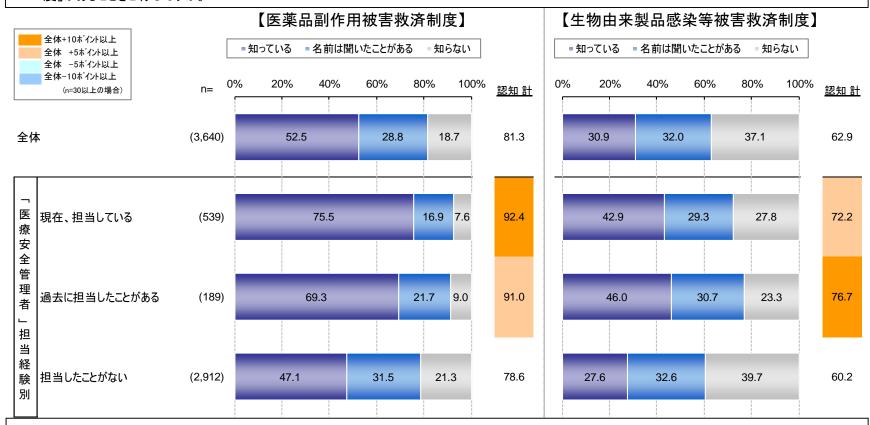
# 22 医薬品安全管理者担当経験の有無別健康被害救済制度

単一回答

## 一医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度 認知率

【H25】Q2 あなたは、副作用が起きたときに、医療費等の救済給付を行う公的な「医薬品副作用被害救済制度」があることをご存じですか。

【H25】Q3 あなたは、輸血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の救済給付を行う公的な「生物由来製品感染等被害救済制度」があることをご存じですか。



## 【医薬品副作用被害救済制度:担当経験別】

•「現在、担当している」で、認知率(知っている+名前は聞いたことがある)が最も高く92%。

【生物由来製品感染等被害救済制度担当経験別】

・「過去に担当したことがある」で、認知率が最も高く77%。

付録:調査票

## 〔平成25年度調査〕

## 医療に関係ある制度に関するアンケート

アンケートにアクセスしていただき、ありがとうございます。

このアンケートは以前ご回答いただいた内容にもとづき、 ご職業を以下のいずれかとお答えの方にご案内しております。

- 医師
- 歯科医師
- 薬剤師
- 看護師

今回、アンケートの中で「市区町村」以下「町丁」までお伺いいたします。

- ※「市区町村」+「町丁」までのデータは 地域のばらつきを分析するためお伺いするものです。
- ※回答いただいたデータは調査委託元にデータとして提供されます。 ご回答いただいた内容により、個人が特定されることはありません。 アンケートの回答はすべて個人が特定できないよう処理をしたうえで 使用させていただきます。
- ※ご回答いただいたアンケートデータはSSLを利用して暗号化され、 データ収集されます。

ご理解のうえ、よろしければご協力をお願いいたします。

条件をご確認の上、よろしければアンケートにご協力ください。

Q1 あなたの現在の職業として	てあてはまるものをお選びください。			
回答は1つ)				
○ 医師				
○ 歯科医師				
<b>看護師</b>				
薬剤師				
○ その他				
QSQ1 先生の主な診療科をお知	nら+/ださい			
(回答は1つ)	10 G/(5Gf)*			
内科系				
一般内科	糖尿病内科(代謝内科)	小児科		
9 呼吸器内科	血液内科	精神科		
○ 循環器内科	皮膚科	心療内科		
消化器内科(胃腸内科)	○ アレルギー科	○ その他内科		
腎臓内科	○ リウマチ科			
神経内科	◎ 感染症内科			
外科系				
○ 一般外科	消化器外科(胃腸外科)	美容外科		
○ 外科	※ 泌尿器科	○ 眼科		
9 呼吸器外科	■ 肛門外科	■ 耳鼻いんこう科		
心臓血管外科	脳神経外科	○ 小児外科		
乳腺外科	● 整形外科	○ その他外科		
気管食道外科	○ 形成外科			
内科系・外科系以外の診療科				
<ul><li>○ 内科系・外科系以外の診療科</li></ul>				
0 121-17K 711-17K-571-55-55K-1-1				
Q2 あなたは、副作用が起きた	こときに、医療費等の救済給付を行う	公的な「医薬品副作用被害救済制度」	があることをご存じですか。	
回答は1つ)				
○ 知っている				
◯ 聞いたことがある				
○ 知らない				
, 2				

Q3 あなたは、輪血用血液製剤などを介して感染などが発生した場合に、医療費等の教済給付を行う公的な	汀生:	物由非	<b>F製品</b>	感染等被害救済制度」があることをご存じですか。
(回答は1つ)				
◎ 知っている				
聞いたことがある				
-				
知らない				
Q2で「医薬品副作用被害教済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。				
Q4 「医薬品副作用被害救済制度」について、以下それぞれにあてはまるものを1つお選びください。				
(回答は横の行ごとに1つずつ)				
	知	知	分	
	って	知らな	から	
	いる	ű	ない	
医薬品の副作用による被害を受けられた方の迅速な救済を図ることを目的とした公的な制度である	0	0	0	
医薬品を、適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	0	0	0	
入院が必要な程度の疾病や障害などの健康被害について救済給付を行う	0	0	0	
救済給付の種類にはいくつかの種類がある	0	0	0	
<b>牧済給付には、種類ごとにそれぞれ請求期限がある</b>	0	0	0	
救済給付の請求には、医師が作成した診断書などが必要である	0	0	0	
				1
Q2で「医薬品副作用被害教済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。				
Q5 あなたは、「医薬品副作用被害教済制度」の運営主体をご存じですか。あてはまるものを1つお選びくださ	ļ1ο			
(回答は1つ)				
厚生労働省				
■ 医薬品医療機器総合機構 (PMDA)				
○ 自治体(都道府県、市町村など)				
@ 健康保険組合連合会				
その他の組織・団体 具体的に:				
●知らない				

Q2で「医薬品副作用被害救済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことが	ある」と回答された方にお聞きします。
Q6 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」をどのようにして(何か	ら)知りましたか。または、どのようにして(何から)聞きましたか。あてはまるものを <u>すべて</u> お選びください。
(回答はいつでも)	
■ 医療関係専門誌	新聞
□ 聞いた・教えてもらった	大学・専門学校の授業
■ 副作用報告制度の報告用紙	学会・研修会・講演会
□ パンフレット・リーフレット	■ ポスター・ステッカー・看板
医薬品安全対策情報(DSU)	<b>注意</b>
医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ	院内ビジョン・薬局ビジョン
□ インターネット	医薬品医療機器総合機構(PMDA)主催、学会主催のシンボジウム
□ 厚生労働省のホームページ	■ 医薬品医療機器総合機構(PMDA)作成のDVD
勤務先での研修	■ iPadのアプリ
- テレビ放送	その他 具体的に:
□ ラジオ放送	
QGで「聞いた・教えてもらった」と回答された方にお聞きします。	
Q7 あなたは「医薬品副作用被害救済制度」について、誰から知りま	Eしたか。あてはまるものを <u>すべて</u> お選びください。
(回答に入れば回答回)	
<b>医師</b>	
薬剤師	
<b>看護師</b>	
歯科医師	
医療機関の事務職員	
製薬会社の社員	
患者	
保健所の職員	
その他 具体的に:	

06で「パンフレット・リーフレ	sik はしてけ「ポフカー・フ・	テッカー・呑板 レクロダされ	たちにお思えします。

Q8 あなたは「医薬品副作用被害教済制度」のバンフレット・リーフレット、ポスター・ステッカー・看板をどこで見たり、入手したりしましたか。あてはまるものを<u>すべて</u>お選びください。

### (回答はいくつでも)

勤務先
■ 勤務先以外の医療機関・薬局
学会・研修会・講演会
自治体・保健所などの公共機関
医薬品医療機器総合機構 (PMDA)
○ 交通広告(電車・駅構内)
その他 具体的に:

Q2で「医薬品副作用被害救済制度」を「知っている」もしくは「聞いたことがある」と回答された方にお聞きします。

Q9 あなたは、これまで「医薬品副作用被害救済制度」の請求に関わったこと(制度の紹介、診断書、投薬証明書の作成など)がありますか。

### (回答は1つ)



### ■以下の広告(新聞広告、ポスター、バナー)をご覧になってからお答えください。









Q10 あなたは、これまでにこれらの広告を1つでも見たことがありましたか。

### (回答は1つ)

○ 見たことがある

◯ 見たような気がする

○ 見たことはない

Q10で「見たことがある」もしくは「見たような気がする」と回答された方にお	う聞き	しま	<b>す。</b>		
Q11 あなたは、どこでこの広告を見ましたか。あてはまるものを <u>すべ</u>	<u>て</u> お	選びく	ください	٥,١٥	
(回答は、パンプラント (回答は)					
■ 新聞(朝日・読売・毎日・産経・日経の全国紙)					
■ 薬局・薬店 (ドラッグストア)					
病院・診療所					
□ 自治体・保健所などの公共機関					
学会・研修会・講演会					
■ インターネット(Yahoo!, MSN)					
その他 具体的に:					
思い出せない					
Q12 あなたは、テレビでこのCMを見たことがありますか。					
(回答は1つ)					
○ 見たことがある					
■ 見たような気がする					
○ 見たことはない					
● 動画が見られない					
Q13 CMをご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはま	‡ス♪	·田わ	カスギ	- ጎጠ	ちょっち躍れたださい
(回答は横の行ごとに1つずつ)	יי אר	_ ריטו	1120	JV) E	EL 20080 (ILCV)
	₹	ゃ	あ	~	
	そう思う	ややそう思う	あまりそう思	そう思	
	う	う思	そう	わな	
		う	わ	()	
			ない		
興味や関心を呼んだ	0	0	0	0	
印象(記憶)に残った	0	0	0	0	
医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページにアクセスしたくなった	0	0	0	0	

あなたは、ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」を聴いたことはありますか。 Q14 (ラジオNIKKEIのサイトからのオンデマンド配信も含む) (回答は1つ) ● 聴いたことがある 聴いたような気がする 聴いたことはない Q14で「聴いたことがある」もしくは、「聴いたような気がする」と回答された方にお聞きします。 Q15 ラジオNIKKEI特別番組「PMDA医薬品副作用被害救済制度とは」を聴いた感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。 (回答は横の行ごとに1つずつ) ややそう思う まりそう思わな Ų. 救済制度について理解できた 0 0 0 0 興味や関心を呼んだ 0 0 0 0 医薬品医療機器総合機構(PMDA)のホームページにアクセスしたくなった 

Q16 「医薬品副作用被害救済制度」を広く国民の皆様に知っていただくためには、どのような広報が効果的だと思いますか。

(回答は具体的に)



Q17 キャラクター(ドクトルQ)をご覧になった感想をお聞きします。以下それぞれにあてはまると思われるものを1つお選びください。

### (回答は横の行ごとに1つずつ)

	そう思う	ややそう思う	あまりそう思わない	そう思わない
目を引く	0	0	0	0
印象(記憶)に残る	0	0	0	0
好感が持てる	0	0	0	0
イメージしやすい	0	0	0	0
信頼感がある	0	0	0	0
キャラクターとしてふさわしい	0	0	0	0

「医薬品副作用被害救済制度」は、病院・診療所で投薬された医薬品や薬局などで購入した医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用による人院治療が必要な程度の疾病や障害などの健康被害を受けた方に対して、救済給付を行う公的な制度です。

Q18 あなたは今後、医薬品を適正に使用したにもかかわらず発生した副作用によ (回答は1つ)	る入院が必要な程度の健康被害を受けた方に対し「医薬品副作用被害教済制度」の利用を勧めたいと思いますか。
動めたい	
<ul><li>どちらともいえない</li></ul>	
Q18で「勧めたくない」もしくは「どちらともいえない」と回答された方にお聞きします。	
Q19 あなたが、「勧めたくない」「どちらともいえない」と回答されたのはどのよう	な理由からですか。あてはまるものを <u>すべて</u> お選びください。
(回答は、べつでも)	
□ 診断書など、必要書類の作成が複雑・面倒(そう)だから	
□ 不支給の場合、責任を問われるから(問われそうだから)	
■ 制度を利用することが、自分の責任問題になるから(なりそうだから)	
■ 制度の利用を医療機関が嫌がるから(嫌がりそうだから)	
■ 制度の利用を製薬会社が嫌がるから(嫌がりそうだから)	
■ 自分自身が制度をよく理解していないから	
■ 患者へのメリットがあまり感じられないから	
□ 給付の支給決定までに時間がかかるから(かかりそうだから)	
その他 具体的に:	

Q20	あなたが、「医薬品副作用被害救済制度」について	て詳細な情報を収集する場合、どのような方法で、またはどこから情報が入手できるとよいと思いますか。あてはまるものを <u>すべて</u> お選びください。
(回答はい	(つでも)	
医療	関係専門誌	
学会	・研修会・講演会	
医薬	品医療機器総合機構(PMDA)のホームページ	
医薬	品医療機器総合機構(PMDA)の相談窓口	
厚生	労働省のホームページ	
パン	フレット	
勤務	先の医療安全管理者	
勤務	先の医薬品安全管理者	
製薬	会社の社員	
自治	体・保健所などの公共機関	
その	他 具体的に:	
Q21	あなたが、ふだんお読みになっている医療関係専	専門誌は何ですか。3誌まで挙げてください。
(回答は具	体的に)	
	特にない	
Q22	「医薬品副作用被害救済制度」を、より多くの医療 今後の参考にさせていただきますので、忌憚のな	療関係者の皆様に知っていただき、利用のご協力をいただくためには、どのような方法がよいと思いますか。 ないご意見をお聞かせください。
(回答は具作	本的に)	

Q23	あなたは、お勤め先で「 <mark>医療安全管理者</mark> 」を担当されたことはありますか。
(回答は1つ	
現在	担当している
○ 過去	担当したことがある
○ 担当	たことがない
Q24	あなたは、お勤め先で「 <mark>医薬品安全管理者」</mark> を担当されたことはありますか。
(回答は1つ	
現在	担当している
○ 過去	担当したことがある
○ 担当	たことがない
Q25	ちなたの現在の主なお勤め先はどちらですか。
(回答は1つ	3 41-5 3 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5 E 5
病院	ベッド数20床以上)
<ul><li>○ 診療</li></ul>	
薬局	
- MH	

Q25で「病院」と回答された方にお聞きします。	
Q26 あなたの主なお勤め先の病院はどちらですか。	
(回答は1つ)	
○ 国立病院(ナショナルセンター、国立ハンセン病療養所を含む)	
○ 大学病院	
自治体病院	
日本赤十字社病院	
済生会病院	
厚生連病院	
その他(上記以外の病院) 具体的に:	
医師の方にお聞きします。  Q27 あなたが医師国家試験に合格されたのはいつですか。 (回答は1つ)	
平成20年度以降 平成19年度以前	
十成15年及以前	
医師の方にお聞きします。	
Q28 現在、主にお勤めの施設での勤務形態を教えてください。	
(回答は1つ)	
<ul><li>□ 開業医</li><li>□ 勤務医</li></ul>	

(回答は1つ)					
[北海道・東北]					
○ 北海道	青森県	岩手県	■ 宮城県	● 秋田県	□ 山形県
○ 福島県					
[開東]					
	4€±10	240510	@ I+TIP	~ #10	
○ 茨城県	◎ 栃木県	群馬県	埼玉県	- 千葉県	神奈川県
東京都は以下から、	選択くたさい				
●港区	● 新宿区		■■黒区	○ 大田区	● 世田谷区
○ 渋谷区	○ 中野区	○ 杉並区	○ 練馬区	○ 台東区	●豊田区
□江東区	○ 荒川区	○ 足立区	■ 葛飾区		● 千代田区
○ 中央区	○ 文京区	■ 豊島区	●北区	○ 板橋区	○ 23区以外
[中部]					
				0.00	
新潟県	富山県	○ 石川県	■ 福井県	山梨県	長野県
○ 岐阜県	● 静岡県	● 愛知県			
[近鉄]					
●三重県	○ 滋賀県	京都府	○ 大阪府	○ 兵庫県	※良県
○ 和歌山県					
[中国・四国]					
鳥取県	島根県	岡山県	○ 広島県	山口県	( 徳島県
■ 書川県	● 愛媛県	高知県			
[九州-沖縄]					
■福岡県	○ 佐賀県	長崎県	■ 熊本県	○ 大分県	宮崎県
◎ 鹿児島県	沖縄県				

### 市区町村(番地の入力はせずた、こ回答ください)

※集計の際に地域のぼらつきを分析するため、現在の居住地を市区町村までお答えください。 丁目、番地は記入しないでください。

[記入方法]

(1)「東京都港区大本木8丁目10-1」の場合: 「 港区 」と記入してください。

※町丁目以下の記入は不要です。 (2)「埼玉県さいたま市西区宮前町1234-5」の場合: 「さいたま市西区」と記入してください。

※町名に「町」が付く場合でもこの場合は「区」まで結構です。 (3)「足精上期中井町1歳が3」の場合: 「足柄上期中井町」と記入してださい。 ※この場合は相名と町名まで記入してください。

5医町村:	
-------	--

Q30 医療従事者としての資格を取得した年をお答えください。			
(回答は1つ)			
2013年(平成25年)	1985年 (昭和60年)	■ 1957年(昭和32年)	
2012年(平成24年)	■ 1984年 (昭和59年)	■ 1956年(昭和31年)	
2011年(平成23年)	■ 1983年 (昭和58年)	■ 1955年 (昭和30年)	
2010年(平成22年)	1982年 (昭和57年)	■ 1954年(昭和29年)	
2009年(平成21年)	1981年 (昭和56年)	1953年(昭和28年)	
○ 2008年(平成20年)	1980年 (昭和55年)	1952年(昭和27年)	
○ 2007年(平成19年)	1979年 (昭和54年)	1951年 (昭和26年)	
○ 2006年(平成18年)	1978年 (昭和53年)	1950年(昭和25年)	
○ 2005年(平成17年)	1977年 (昭和52年)	■ 1949年 (昭和24年)	
○ 2004年(平成16年)	1976年 (昭和51年)	■ 1948年 (昭和23年)	
○ 2003年(平成15年)	1975年 (昭和50年)	■ 1947年 (昭和22年)	
● 2002年(平成14年)	1974年 (昭和49年)	■ 1946年 (昭和21年)	
● 2001年(平成13年)	1973年 (昭和48年)	■ 1945年 (昭和20年)	
● 2000年(平成12年)	1972年 (昭和47年)	■ 1944年 (昭和19年)	
■ 1999年 (平成11年)	1971年 (昭和46年)	■ 1943年 (昭和18年)	
■ 1998年 (平成10年)	1970年 (昭和45年)	■ 1942年 (昭和17年)	
■ 1997年 (平成9年)	● 1969年(昭和44年)	■ 1941年 (昭和16年)	
■ 1996年 (平成8年)	1968年 (昭和43年)	■ 1940年 (昭和15年)	
■ 1995年 (平成7年)	1967年 (昭和42年)	■ 1939年 (昭和14年)	
■ 1994年 (平成6年)	■ 1966年(昭和41年)	■ 1938年 (昭和13年)	
─ 1993年 (平成5年)	1965年 (昭和40年)	1937年 (昭和12年)	
■ 1992年 (平成4年)	○ 1964年(昭和39年)	■ 1936年 (昭和11年)	
─ 1991年 (平成3年)	□ 1963年(昭和38年)	1935年 (昭和10年)	
1990年(平成2年)	■ 1962年(昭和37年)	1934年 (昭和9年)	
<b>1989年</b> (平成元年)	1961年 (昭和36年)	1933年 (昭和8年)	
1988年 (昭和63年)	1960年(昭和35年)	1932年 (昭和7年)	
■ 1987年 (昭和62年)	1959年(昭和34年)	1931年(昭和6年)以前	
1986年(昭和61年)	1958年(昭和33年)		

Q31 本年1月以降で、医薬品副作用被害者救済制度についてのアンケートを回答されたことがありますか。 (回答は1つ) はい ○ いいえ Q32 あなたの性別をお答えください。 (回答は1つ) 男性 女性 Q33 あなたの年齢をお答えください。 (回答は半角数字で入力) 才 Q34 本アンケートで扱った制度に関する説明文です。ご意見などございましたら、自由にご回答ください。 (回答は具体的に) · 医薬品副作用被害救済制度 昭和55年5月1日以降に使用した医薬品(病院・診療所で処方されたものの他、薬局で購入したものも含みます。)を適正に使 用したにもかかわらず発生した副作用により、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合に、医 療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

•生物由来製品感染等被害救済制度

平成16年4月1日以降に使用した生物由来製品(輸血用血液製剤、ブタ心臓弁など)を適正に使用したにもかかわらず、その製品を介して感染症にかかり、入院治療を必要とする程度の疾病や障害などの健康被害が生じた場合に、医療費、医療手当、障害年金などの給付を行う制度です。

救済給付の請求にあたっては、請求区分に応じた請求書、診断書、受診証明書、投薬証明書などの書類が必要となります。

事前に必要書類を独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)の「救済制度相談窓口」にお問い合わせください。PMDAのホームページにも救済制度の説明や請求書類などのダウンロードサイトを設けていますので、併せてご覧ください。